

三次市骨髄ドナー助成事業について

三次市では、骨髄等提供者の経済的負担を軽減する助成を実施しています。

対象者

- 骨髄等の提供が完了した日に三次市に住所がある方
- 雇用されている方で有給休暇や骨髄等提供休暇の適用を受けることができない方

交付額

骨髄バンク又は医療機関が認めた、骨髄等提供のために
かかった日数1日について2万円（上限14万円）

申請方法

骨髄等の提供が完了した日の翌日から90日以内、又は骨髄
等の提供が完了した日の属する年度の末日のいずれかの早
い日までに、次の必要書類を健康推進課へ提出してください

必要書類

- 三次市骨髄ドナー助成金交付申請書
- 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを
証する書類

詳しくは三次市健康推進課へお問い合わせください。

☎ 0824-62-6232 FAX 0824-62-6382